

「屋外広告物」を表示・設置・管理している皆さま

屋外広告物による危害防止のため、 「定期的な点検」が義務付けられています

近年全国的に、適切に管理されていない屋外広告物が見受けられ、平成 27 年 2 月には札幌市において建物に取り付けられた看板が落下、歩行者を直撃する重大事故が発生しました。このような状況を受け、長野県では「屋外広告物条例^(※1)」を一部改正しました。

これにより、屋外広告物の管理者等^(※2)は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって屋外広告物に倒壊・落下のおそれ等が生じないように、「定期的な点検」を行うことが義務となりました。

※1 長野県の屋外広告物条例の対象地域は、独自条例を制定している市町村を除く県下全域です。

※2 管理者等とは、屋外広告物又はこれを掲出する物件を表示し、設置し、又は管理する方です。

1 点検の対象

次のものを除く、すべての屋外広告物が点検の対象です。

(除かれるもの)

- はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン、壁面等に描かれたもの
- 法令の規定により表示又は設置が義務付けられているもの

2 点検の方法

(1) 点検時期

屋外広告物を表示・設置・改造した時、及びその後3年以内ごと

(2) 点検項目

本体及び取付け部の変形・腐食等、ボルト及びビス等のサビ・緩み等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変色等、その他照明等の取付け状態等

3 点検者の資格

高さ4mを超える屋外広告物の点検は、屋外広告士又は屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）に行わせなければなりません。

4 点検結果の保管・報告

点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、保管しなければなりません。

また、市町村長から表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に点検結果の報告書を提出する必要があります。^(※3)

※3 この場合の点検は、許可有効期限満了日の60日前から更新申請日までに行われたものが有効です。

⇒ 詳しい制度の内容、点検資格者、点検記録の様式は、ホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/index.html>

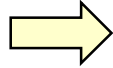


裏面もご覧ください

長野県屋外広告物安全管理指針

本指針は、屋外広告物条例（平成5年長野県条例第23号。以下「条例」という。）に規定する屋外広告物又はこれを掲出する物件（以下「広告物等」という。）を表示し、設置し、又は管理する者（以下「管理者等」という。）による自主点検（以下「点検」という。）に関し必要な基本的事項を定め、公衆への危害の防止及び良好な景観の育成若しくは風致の維持を図ることを目的とする。

**自主点検
を
義務化**



目的

公衆への危害の防止

良好な景観の育成 風致の維持

自主点検の時期と内容

点検 時期	表示・ 新設・ 改造時	災害時 等	表示・設置・改造からの経過年数					
			3年目	6年目	9年目	12年目	15年目	16年目 以降 1年毎
点検 方法	標準 点検	目視 点検	目視 点検	標準 点検	標準 点検	標準 点検	標準 点検	標準 点検
上記点検では安全性の判断ができない場合は、 標準点検、詳細点検を実施								

※許可更新の申請では、安全点検記録（許可の満了期間60日前から申請日までに実施）の提出が必要です

自主点検の種類

目視点検・・・出来る限り対象物に近づき、点検を行うこと

標準点検・・・概ね60cmに近づき、目視、触診、打音その他により点検を行うこと
(外部だけでなく、外装材を外して、内部点検も行う)

詳細点検・・・測定器具を用い、構成部材について詳細な計測・検査を行うこと

点検方法の詳細（参考）

「屋外広告物の安全点検に関する指針（案）」（国道交通省都市局公園緑地・景観課）
「屋外広告物点検基準（案）」（一般社団法人日本屋外広告業団体連合会ほか）

定期的な自主点検で事故を未然に防ぎましょう！